

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」
各自治体等の概要版

大分県 大 分 市

目次

CONTENTS



2

| **01** | 大分市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

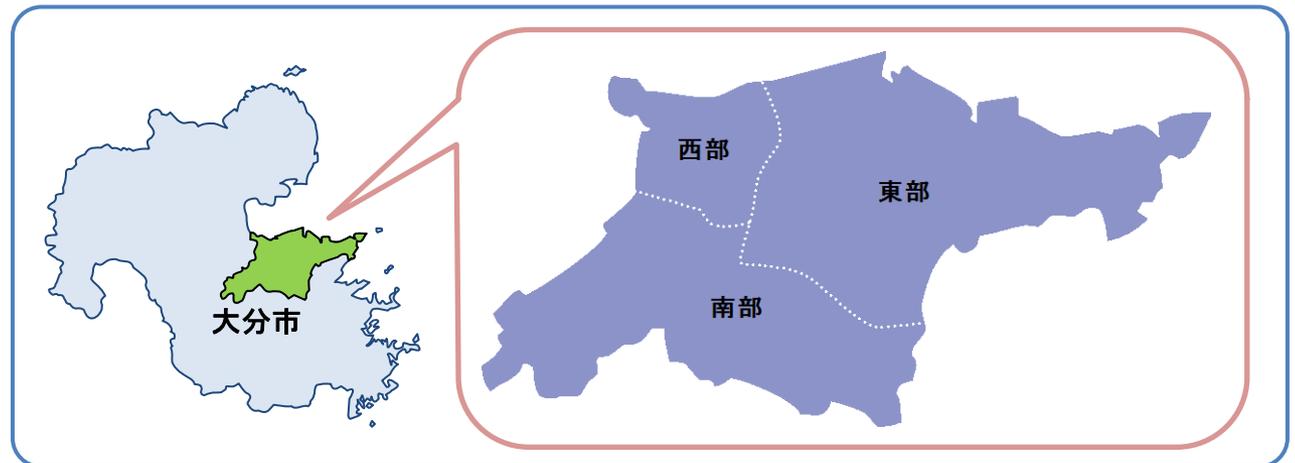
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例
(平成30年度より実施のため、事例なし)

8

| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題
・方針

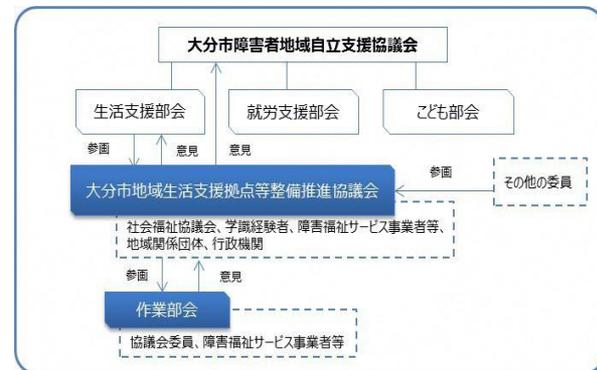
- 人口 479,332人（平成29年9月末現在）
- 障害者の状況（平成29年4月1日現在）
 - ・身体障害者手帳所持者 21,085人
 - ・療育手帳所持者 3,750人
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 3,576人
 - ・障害者手帳所持者は増加傾向
 - ・特に精神障害者の伸び率が高い
 - ・身体障害者数の伸び率は鈍化傾向だが、高齢化が進行
- 大分市の位置



02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

整備のプロセス

- 国の「平成27年度地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施
- 平成27年11月「大分市地域生活支援拠点等整備推進協議会」を設置
- 平成29年度は支援体制のハード面（工事等）とソフト面（要綱等）の準備期間とし、平成30年度に運用開始
- 平成29年4月、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「相談」と「緊急時の受け入れ」に着手
- 平成30年度からは「旧ホルト園」に委託相談支援事業所（3カ所）が移り、ワンストップの365日の相談窓口を開設



整備類型

面的整備型（平成30年度運用開始）

概要

- 市直営の地域生活支援拠点等の事務局を設置し、既に構築済の3カ所の相談支援事業所を1カ所に集約。市直営の事務局を中心とする面的整備
- ワンストップの365日相談対応（平日21時まで、土日祝日18時まで）
- 市内の広いエリアを、緊急対応支援員（協力法人の輪番制）が必要に応じて直接支援（現場確認、見守り、短期入所までの送迎等）し、地域生活支援拠点の相談支援事業所をバックアップ

相談

- 「旧ホルト園」に市の障害福祉課の分室を設置するとともに、そこに地域生活支援拠点等の事務局を置く。事務局は地域生活支援拠点等の業務だけでなく、虐待の相談、障害者差別解消法の相談も行う
- 「旧ホルト園」に3か所の委託相談支援事業所の専門性を生かしたワンストップの365日相談窓口を設置
- 現在の状況を踏まえ、夜間対応を平日は21時、それ以外は18時までとする

緊急時の受け入れ

- 緊急連絡網や事前登録制による「緊急連絡体制」を整備
- 事務局が「短期入所の専門性と空床の管理」等を担い、委託相談支援事業所（3か所）は、事務局が作成する緊急連絡体制に基づいて緊急時の連絡、調整を実施
- 市独自の人的バックアップ体制として、協力法人による輪番制である「緊急対応支援員」による直接支援（委託相談支援事業所からの緊急要請により、現場等に駆けつけ、直接必要な支援（現場確認、見守り、協力法人の短期入所等への送迎など）を行う）
- 短期入所に空きがない場合の最終手段として一時預かり場所を設置

体験の機会、 場

- 平成13年度から大分市独自に知的障害者自立生活促進事業を実施（アパートや借家等の空いている部屋を活用して、各法人の在宅利用者が行う宿泊訓練、定員は5法人の合計で15人）
- 平成30年度からこの事業を拡充し、地域生活支援拠点等としての体験利用を実施する予定

専門的人材 の確保・養成

- 相談支援専門員連絡会等を通じて相談体制の連携を強化

地域の体制 づくり

- 地域生活支援拠点等の事務局設置により、「緊急連絡体制」の整備や、法人への緊急対応支援員の協力依頼などを行い、緊急時対応における地域の体制づくりを行う

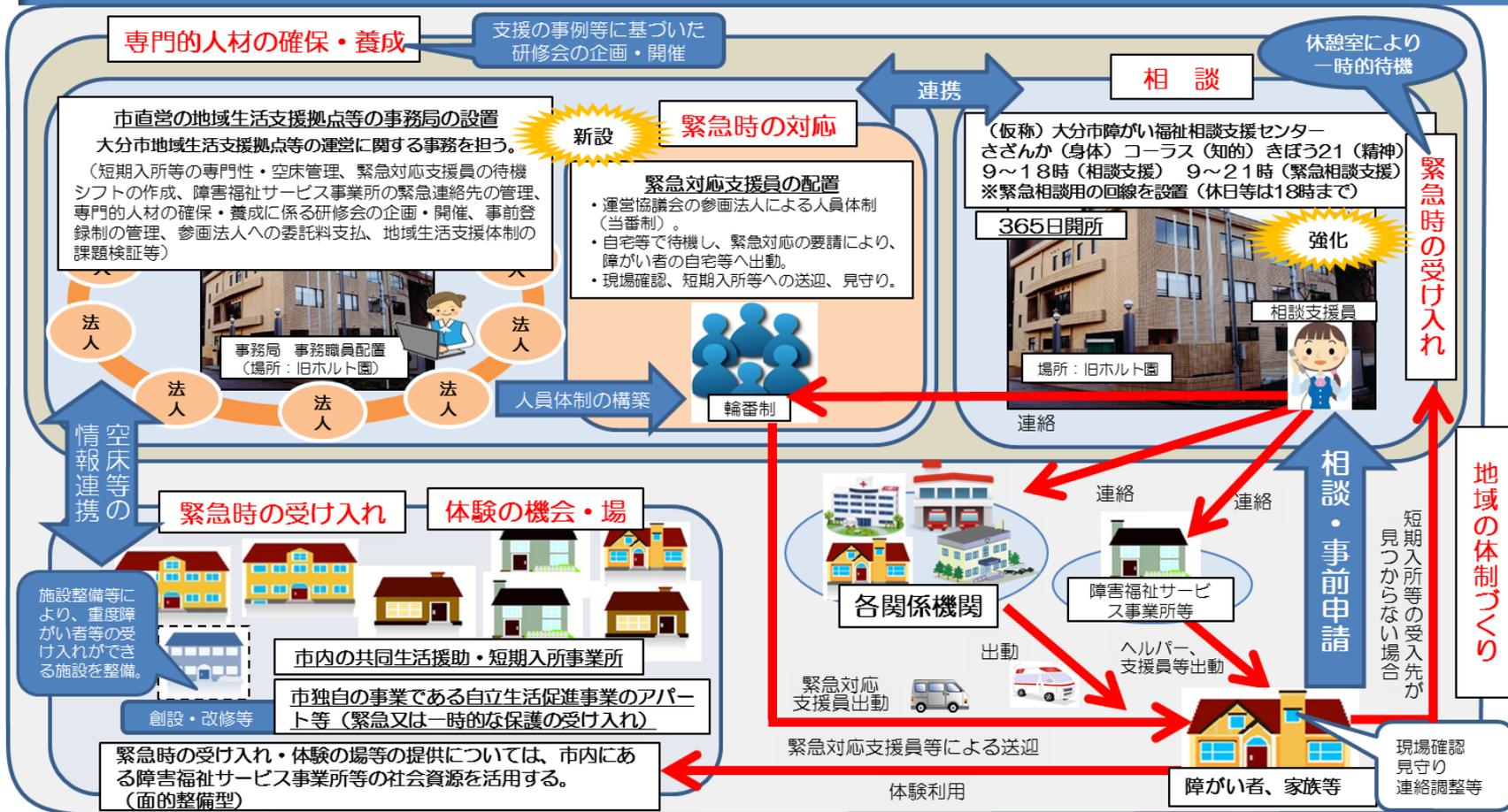
その他

「ー」

地域生活支援拠点等のイメージ図

- 市直営の地域生活支援拠点等の事務局を設置し、既に構築済の3障害の相談事業所を1か所に集約。市直営の事務局を中心とする面的整備（平成30年度運用開始）

大分市地域生活支援拠点等の整備イメージ案【面的整備型】（全体版）



利用事例

1

平成30年度より実施のため、事例なし

- **医療的ケアの人材確保と育成が課題であり、医療機関との連携が必要**
市内には医療型短期入所事業所が2か所しかなく、資源が不十分。病院に短期入所に1床確保できればよいが、病院は診療報酬の点で受け入れに消極的。今後、医療機関と協議が必要
- **重度障害者の受け入れ体制の整備**
重度障害者等の受け入れができるグループホームや短期入所等を優先的に整備していく予定
- **DVや児童虐待、障害者の高齢者などに対応するために、夜間の支援体制、連携体制などの検討が必要**
- **指定特定相談支援事業者の直接支援の参画**
緊急時に計画相談事業所も地域生活支援拠点等の相談支援専門員と一緒に対応することで、支援の手法が蓄積され、利用者との信頼関係ができる
- **市内東部（遠隔地・事業所が少ない）への対応が課題**